

令和8年度 子ども交流活動支援事業補助金

子ども会などが行う、子どもの異学年交流や地域交流の促進を図り、
ひいてはリーダーシップの育成につながる活動に対して、補助金を支給します。

対象団体

子ども会、地区子ども会連絡協議会、地域青少年育成会議、文化活動団体※等
※子どもに伝統文化や芸術の教育や伝承を行っている団体（スポーツ団体を除く）

対象活動

子ども自身が会の企画や運営を行ったり、上級生が下級生を補助・指導するなど、
リーダーの育成につながる活動や子どもの異学年交流や地域交流等が図られる活動
※創作活動や体験活動など教育的要素が含まれる活動に限る
※保護者等の大人が全て用意して運営するような行事やレジャー等の活動は対象外。
※令和9年3月31日までの活動が対象

補助金額

- ・1団体につき、補助対象経費×補助率の合計額で**上限額1万円**
- ・複数の団体で行う活動については、**1万円×団体数（上限額10万円）**
- ・参加者又は募集の範囲が、地域自治区や市内全域の場合は、**上限額10万円**

対象となる活動例

(例1)

小学1年生から6年生までが縦割り班に分かれ、講師に教えてもらいながら、工作体験を行った。作り方のわからない下級生に対して、上級生が補助をしながら実施したほか、体験の最後には上級生から講師にお礼の言葉を述べた。



(例2)

子ども会でキャンプを行う際に、子どもたちが役割分担をしながら、キャンプファイヤーの準備やテント設営等を行った。

また、異学年による縦割り班を編成し、上級生が下級生の世話や指導を行いながら、野外炊飯を行った。



(例3)

地域の夏祭りでは、子どもたちによる屋台ブースを設け、子どもたちが役割分担をしながら、テントの設営や準備を行ったほか、上級生が下級生を補助しながら、地域の人への説明や品物の受け渡しを行った。

申請

申請書類に必要事項を記入し、
令和8年4月1日（水）から令和9年2月26日（金）までに
上越市教育委員会社会教育課又は総合事務所教育・文化グループ宛に
郵送、メール、又は窓口にて、提出してください。

申請書類、詳細は市ホームページをご確認ください。



【問合せ先】

〒942-8563 上越市下門前1770 上越市教育プラザ内

上越市教育委員会社会教育課

電話:025-545-9254 FAX:025-545-9272 E-mail:s-gakushu@city.joetsu.lg.jp

市ホームページ



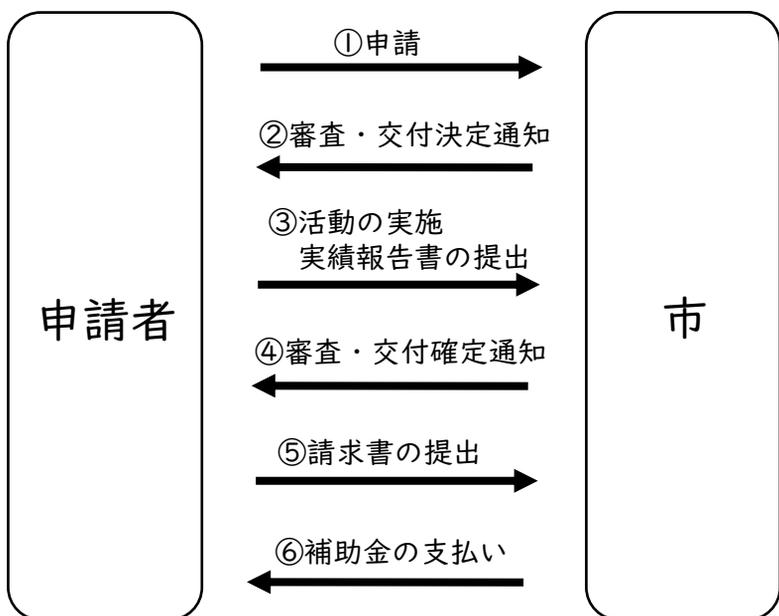
補助対象経費

補助対象経費	備考	補助率
謝金	講師等の謝金	10/10
旅費	講師等及び同伴する大人の旅費	10/10
消耗品費	景品代を除く	5/10
賄材料費	野外炊飯など料理の食材費に限る	5/10
印刷製本費	案内チラシの印刷費等	5/10
通信運搬費	切手代等	10/10
保険料	全国子ども会安全共済会を除く	10/10
使用料及び賃借料	貸館施設の使用料、機器借上料、バス借上料など	10/10
その他市長が必要と認める経費		5/10

対象外となる経費

- 飲物代や菓子代、お弁当等の食糧費
- 旅費・近隣までのバス借上料等
 - ※子どもの自宅から会場又
- は集合場所までの間の送迎や集合場所から近隣の会場までの移動に係る経費
(原則として地域自治区内は不可。)
- 施設の入館料や宿泊費
- 景品代や金券等の発行に係る経費
- 他の団体や施設が実施する事業への参加費や材料費
- 申請や実績報告等に要する事務的な経費
(申請書の用紙代やコピー代、実績報告を送付するための郵送料等)
- 申請団体の運営に要する人件費や事務所等の経費
- 交付決定前に契約・購入等した経費
- その他、対象とすることが適当でないと市長が認めた経費

申請の流れ



詳しくは、**社会教育課まで**
お問い合わせください。
※申請前の相談や申請書の書き方、
「これって補助対象になるのかな？」
など、お気軽にご相談ください。

